

写

資 料
No. 1-1

厚生労働省発基安第 1129001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成19年11月29日

厚生労働大臣 舩添 要一

(別紙1)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定化学物質の見直し

- 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号に規定する第二類物質に、ホルムアルデヒドを追加するものとする。ただし、事業者は、ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、当該労働者に対し特殊健康診断を行うことを要しないものとする。

- 二 労働安全衛生法施行令別表第三第三号に規定する第三類物質のうち、ホルムアルデヒドを削除するものとする。

第二 施行期日等

- 一 この政令は、平成二十年三月一日から施行するものとする。
- 二 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 特定化学物質障害予防規則の一部改正関係

一 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第二条第三号に規定する特定第二類物質に、ホルムアルデヒド及びホルムアルデヒドを含有する製剤その他の物(ホルムアルデヒドの含有量が重量の一パーセント以下の物を除く。以下「ホルムアルデヒド等」という。)を追加するものとする。

二 ホルムアルデヒドに係る作業環境測定記録及び作業環境測定の結果の評価記録については、三十二年間保存することとする。

三 特定化学物質障害予防規則第三十八条の三に規定する特別管理物質に、ホルムアルデヒド等を追加するものとする。

四 事業者は、一・三ーブタジエン又は一・三ーブタジエンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「一・三ーブタジエン等」という。)を製造し、若しくは取り扱う設備から試料

を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときは、次の(一)から(四)までに定めるところによらなければならないこととする。

- (一) 一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

- (二) 一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、当該作業の作業場所である旨等の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

- (三) 一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに、労働者

の氏名等の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

(四) 一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点

検を行う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書に(三)の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

五 事業者は、硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の

物（以下「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次の

(一) から(四)までに定めるところによらなければならないこととする。

(一) 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所に、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、硫酸ジエチル等の蒸気が発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(二) 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所には、当該作業の作業場所である旨等の事項を、作

業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

(三) 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに労働者の氏名等の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

(四) 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業に従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書に(三)の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働安全衛生規則の一部改正関係

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項に基づく計画の届出をすべき機械等として規定されている労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第七に、第一の四の(一)の一・三―ブタジエン等又は五の(一)の硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）を追加するものとする。

二 有害物ばく露作業報告書の様式について、所要の改正を行うこと。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正関係

所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 この省令は、平成二十年三月一日から施行するものとする。ただし、第二の二は、同年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。